

## 【東北地方太平洋沖地震】介護保険サービス利用等に係る対応について

岩手県長寿社会課 H23. 3. 28

### 0 全般にわたって

今般の災害にあっては、広域的に大きな被害をもたらすものであったことから、各種の「柔軟な取扱い」が認められているところです。

各市町村・施設・事業者にあっては、平時の基準等にとられることなく、必要なサービスを必要な方に提供することを第一にお考えいただき、対応くださいますようお願いいたします。

### 1 保険料・利用料

- (1) 被災した被保険者が転入した場合、転入前市町村における課税状況等が確認できない場合、判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えない。
- (2) 災害のため1割負担が困難な方は、市町村の判断により減免が可能。
- (3) 県内に住所を有する被保険者から事業者に対し、下記いずれかの申し立てがあった場合は、当面、5月までのサービス分について、5月末日までの利用料（食費及び居住費も含む）の支払いを猶予することができる。他の市町村に転入した場合も同様。
  - ①被災した被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財等について著しい損害を受けたこと
  - ②被災した被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又は長期間の入院などにより収入が著しく減少したこと
- (4) 上記により支払いを猶予した場合は、10割を審査支払機関等へ請求する。  
（具体的な請求の手続きは追って連絡があること）

### 2 認定・被保険者証

- (1) 新規申請前にサービスを受けた方に対しては、市町村の判断により特例居宅介護サービス費の支給が可能。
- (2) 既に申請を行っているが、審査会が開会できない等の事情により認定されていない場合は、暫定プランによるサービス提供が可能。
- (3) 認定の有効期間満了前に更新申請ができない場合、更新申請があったものとみなして引き続きサービス提供が可能。
- (4) 被災した被保険者が転入した場合、転入前市町村と連絡が取れない場合は、転入前市町村の被保険者証の確認、被保険者からの聞き取りなどにより認定を行って差し支えない。
- (5) 被保険者証を提示できない場合は、氏名・住所・生年月日を申し立てることでサービス利用が可能。
- (6) 正式に転入手続きを行っていない被災者で要介護認定を受けていない者が他市町村に避難してサービス利用を希望する場合は、避難先市町村において認定を行うこととして差し支えない。（後日、県において調整を行う）

### 3 サービス利用（提供）

- (1) 介護サービスの円滑な提供については、柔軟な対応をとられたいこと。
- (2) 利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合は、サービス変更後にケアプランを変

更することも可能。

- (3) サービス担当者会議に代えて、電話や文書等の照会により行うことも可能。
- (4) 介護予防支援業務の委託について、やむを得ず一時的に8件を超えても差し支えない。
- (5) 介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当した場合、居宅介護支援費の減額は行わない。
- (6) やむを得ず一時的に基準による運用が困難であった場合、運営基準減算の対象としない。特定事業所加算についても同様の取扱い。
- (7) やむを得ず一時的にサービスが集中する場合については、特定事業所集中減算の対象としない。
- (8) 避難所や、避難先の家庭、旅館等の自宅以外の場所においても、サービスを受けることが可能。
- (9) 介護保険施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護事業所については、災害による定員超過利用が可能。
- (10) 定員超過した場合の報酬、人員基準等については、柔軟な取扱いが可能。
- (11) 被災地に職員を派遣したことにより一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合についても、報酬、人員基準等について柔軟な取扱いが可能。

#### 4 施設入所

- (1) 日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。
- (2) やむを得ず一時的に基準による運用が困難であった場合、運営基準減算の対象としない。
- (3) 被災した施設入所者については、特例措置として県が市町村等と連携のうえ、緊急性・必要性を勘案して施設への受入れ調整を行う。
- (4) 関係機関や施設等の調整が行われていない個人又は家族からの入所希望等については、特例扱いとならないことから、個別に入所申込みしていただき、各施設・市町村等において要否を判断いただく。

#### 5 入所対象外の方への支援

- (1) 入所対象外の要援護者に対しては、施設の空きスペースを「福祉避難所」として受け入れて差し支えない。(福祉避難所の設置については、各市町村と協議のこと)
- (2) 「福祉避難所」における県・市町村が認めた以下の経費は、「災害救助法」に基づき支弁される。
  - ア 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費
  - イ 高齢者等に配慮した簡易トイレ等の費用
  - ウ 消耗品
  - エ 食品の供与(心身の状況に配慮した食事提供を含む)に係る経費等

#### 6 その他

- (1) 被災した施設等において人員が不足する場合は、県社協・高齢協において応援プログラムを策定して介護職員等を派遣。
- (2) 平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する事業者指定、介護支援専門員の登録期間等については、平成23年8月31日まで延長。